

# 公園に関することについて

## 1 公園の利用について

### (1) 区に寄せられているご意見

・電話、窓口、メール等で寄せられる件数

H30	R元	R2	R3	R4
206件	286件	563件	570件	484件

※令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い件数が増加。

・ご意見の主な内容

- ① 利用マナー関連（ボール遊び、犬の散歩、喫煙など）【割合は約4割】  
「バットを振っていて、危ない」「公園内で喫煙している人がいる」  
「犬を公園内で放し飼いにしている」「ペットのフンを放置している」
- ② 環境関連（騒音、ほこり、カラスなど）【割合は約3割】  
「夜間に騒いでいる人がいる」「公園で集団で飲酒している」  
「公園の木にカラスが巣を作っている」「公園から落ち葉が舞う。掃除してほしい」
- ③ 施設関連（トイレ、水飲み、ベンチなど）【割合は約2割】  
「トイレが匂う」「トイレが汚れている」  
「水飲みの水が止まらない」「ベンチが壊れている」
- ④ 管理、運営関連（樹木管理、運営委託会社についてなど）【割合は約1割】  
「樹木剪定の時期が遅い」「清掃が行き届いていない」  
「管理している人の態度が悪い」

・ご意見への対応

- 昼間の巡回点検や夜間休日の巡回による不適切利用に対し注意喚起
- 修繕や清掃、樹木剪定の迅速な対応（緊急対応は24時間対応）

### (2) 利用ルールについて

・看板によるルールの周知や注意喚起

- ① 公園・児童遊園の出入り口付近に公園の利用ルールを掲示
- ② 公園利用者や近隣住民からの要請により個別内容の看板を追加設置している。



制札版による掲示



個別看板の設置状況

・他区の取り組み事例

#### ① 足立区

公園内のボール遊びについてルールを明確化

- 小学生までのこども
- やわらかいボール
- 高齢者によるゲートボールなど

できるボール遊びとして明確化



足立区ホームページより

#### ② 世田谷区

公園における看板標示ガイドラインを策定

- お互いの立場を思いやれる標示に
- 「かたいボール禁止」⇒「やわらかいボールであそぼう」
- 「自転車を置かないでください。駐輪禁止」⇒「自転車置き場まであと10歩」

#### ③ 川崎市

公園でのルール作りのガイドラインを作成

- 公園利用者や地域住民との話し合いで公園のルールを作っていく
- 地域のみなさんが主体となりワークショップを実施し、話し合い
- 行政は地域の取り組みを支援



川崎市ホームページより

### (3) ボール遊びができる公園（有料施設を除く）

・キャッチボール場を有する公園

22公園（荏原南公園、大井水神公園など）

・区民から寄せられるご意見

- キャッチボール場を増やしてほしい
- 夜間にボールを使って遊ぶ声や音がうるさい
- かたいボールを使用しており危ない
- 占有している団体がいて個人で使えない

・抱えている課題

- 夜間・早朝の迷惑行為
- 利用者同士のトラブル
- かたいボールの使用などによるフェンスの破損



キャッチボール場 看板設置状況



フェンスの破損状況

### (4) 公園内の暑さ対策

・ミスト設備のある公園（夏季の臨時設備も含む）

11公園

・パーゴラ（日除け）へのよしずの設置

78箇所

## 2 公園の整備・改修について

### (1) 区民意見を整備計画への反映



意見やご意見をもとに整備・改修の基本計画案を作成

### (2) 子どものアイデアを活かした公園づくり

#### ・平成20年度～ 第一回ワークショップ

- 子どもたちに遊具のアイデアを考えてもらい、そのアイデアをもとに5つの公園を改修  
 鮫洲運動公園 (H22)、二葉公園 (H22)、東品川公園 (H26～27)、  
 荏原南公園 (H29)、しながわ区民公園中央ゾーン (H29)

#### ・令和元年度～ 第二回ワークショップ

- “障害の有無にかかわらず誰もが遊べる遊具”をテーマにワークショップを行い、子どもたちから遊具のアイデアを考えてもらい、アイデアブックとして取りまとめた。
- より多くの公園でアイデアを採用するため、小規模な公園においても遊具にアイデアを採用し、改修を実施していく。  
 大井坂下公園 (R3)、源氏前公園 (R4)、西五反田公園 (R5～6 予定)  
 富士見ヶ丘児童遊園 (H5 予定)



大井坂下公園



源氏前公園



子どもたちのアイデア等を活かした公園づくりワークショップ  
アイデアブック



アイデアブック



西五反田公園 (イメージ)

## 3 Park-PFI について

### (1) Park-PFI (公募設置管理制度) とは

- 公園に収益施設を設置して運営する民間事業者を公募により選定する制度。
- 管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の活性化や利便性を向上させる。



### (2) 事業導入の目的と方向性

多様なニーズに対応した、より魅力ある都市公園の創出を目指す

- 公園の活性化
- 民間資金で公園整備
- 公園の個性を引き出す
- 民間のノウハウ活用

### (3) 東品川海上公園における事業導入

#### ・考えられるメリット

- 【施設の充実】民間事業者の資金で、質の高い施設の設置が可能。
- 【イベントの充実】地域団体とのイベントや桟橋を使った水辺イベントなどの充実。
- 【交流の場】定期的なイベントや新たな施設により、区内外の繋がりが生まれる。
- 【収益の還元】土地使用料による収入や維持管理費の削減など

#### ・公募の方向性

- ① 国が示す特例措置を適用できるものとして広く公募を行う  
 設置管理許可期間 最大 20 年間  
 建ぺい率 最大 12%
- ② 区民や地域団体との意見を取り入れつつ公募の指針を検討していく



東品川海上公園